

## 宇都市成長産業推進協議会要綱

### (名称)

第1条 本会は、宇都市成長産業推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、石炭産業の振興から近代的な工業都市へと変貌を遂げてきた本市の産業について、次の世代のために更なる活力に満ちた強い産業基盤の構築を進めるとともに、産・学・公・金が連携し、成長産業の育成及び雇用の創出を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱における「成長産業」とは、「医療・健康関連」、「環境・エネルギー関連」及び「次世代技術関連」（宇宙産業・DX・バイオ等）の産業をいう。

### (活動内容)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 成長産業に関する情報共有・発信、連携の場の創出
- (2) 成長産業に関するシーズ・ニーズの収集、調査及び研究
- (3) 成長産業に関する連携促進（マッチング）、事業化支援
- (4) 成長産業に関する地域の人材育成
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な活動

### (会員等)

第5条 協議会は、運営会員、パートナー会員及び一般会員（以下「会員」という。）をもって組織する。

- (1) 運営会員 別表に記載のある企業又は団体等
  - (2) パートナー会員 市と連携協定等の関わりがあり、協議会の目的に賛同し、成長産業の分野においても連携を進めようとする企業又は団体
  - (3) 一般会員 協議会の目的に賛同する企業又は団体
- 2 協議会に入会しようとする団体は、会長に入会申請を行う。
  - 3 協議会を退会しようとする会員は、会長にその旨を届け出なければならない。
  - 4 協議会の運営に重要な支障が生じると認められる会員については、会長の権限で協議会から除名することができる。
  - 5 会費及び入会金は、無料とする。

### (会長)

第6条 協議会の会長は、宇都市長とする。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

### (運営委員会)

第7条 協議会の活動方針、事業計画等の協議会運営に関する事項について審議するため、協議会に

運営委員会を設置する。

- 2 運営委員会は、運営会員である企業又は団体等に所属する者であって、会長が委嘱したもの（以下、「運営委員」という。）で組織し、会長が必要に応じて招集する。
- 3 運営委員会の委員長は、会長がこれにあたる。
- 4 運営委員会の会議は、必要に応じて、書面又は電子メールによる開催ができるものとする。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、運営委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 6 運営委員会の会議は、原則公開とする。ただし、運営委員会の決定により非公開とすることができる。
- 7 運営委員は、無報酬とする。ただし、宇部市外から出席する場合には、予算の範囲で交通費を別途支払うことができる。

(オブザーバー)

第8条 運営委員会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、運営委員会の目的を達成するための専門的な知識又は経験を有する者とする。
- 3 オブザーバーは、委員長の求めに応じて会議に出席し、専門的見地から審議に関する助言又は協力をを行うものとする。

(研究会)

第9条 協議会の活動を促進させるため、運営委員会の下に、成長産業の各分野に応じた研究会を設置することができる。

- 2 研究会は、成長産業の分野に応じたシーズ・ニーズの調査、研究、人材育成等を行う。
- 3 研究会は、関連するプロジェクトとの連携及び支援を行う。
- 4 研究会の設置に関する事項については、会長が別に定める。

(プロジェクト)

第10条 会員は、研究会に対してプロジェクトの設置を提案できるものとする。

- 2 運営委員会は、前項の提案のうち、成長産業における産業の創出、事業化、ビジネス化に特に資するものと認めるときは、プロジェクトの設置を承認し、協議会として支援するものとする。
- 3 プロジェクトの運営に関する事項については、会長が別に定める。

(秘密保持)

第11条 会員（退会した会員も含む。）は、活動を通して知り得た情報、秘密等を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合はこの限りでない。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、宇部市産業経済部成長産業創出課に事務局を置く。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

別表 運営会員（第5条関係）

機関・団体名	
商工団体	宇部商工会議所
大学等	国立大学法人 山口大学
	独立行政法人国立高等専門学校機構 宇部工業高等専門学校
金融機関	株式会社山口銀行
	株式会社西京銀行
	西中国信用金庫
企業	U B E株式会社
	セントラル硝子株式会社
	N T T西日本株式会社
	株式会社ヤナギヤ
	ユーピーアール株式会社
支援機関	地方独立行政法人 山口県産業技術センター
	公益財団法人 やまぐち産業振興財団
自治体	山口県
	宇部市